

8 地盤環境関係データ

■概要

(1) 地盤沈下 (2024年)

地盤変動量	： 前年と比較して最大隆起	1.98 mm (泉州地域)
	前年と比較して最大沈下	3.54 mm (東大阪地域)
地下水位	： 前年と比較して最大上昇	2.09 m (北摂地域)
	前年と比較して最大下降	0.20 m (堺地域)
地下水採取量	： 20.8 万m ³ /日 (昭和40年当時の約3分の1以下)	
許可井戸	： 工業用水法の指定地域内における井戸状況	
	新規 2 件 廃止 0 件	合計 83 件

(2) 地下水汚染 (2024年度)

概況調査	： 65地点中3地点で生活環境保全目標を未達成
汚染井戸周辺地区調査	： 14地区(84地点)中1地区(1地点)で生活環境保全目標を未達成
継続監視調査	： 88地区(106地点)中44地区(53地点)で生活環境保全目標を未達成

(3) 土壌汚染 (2025年3月31日現在)

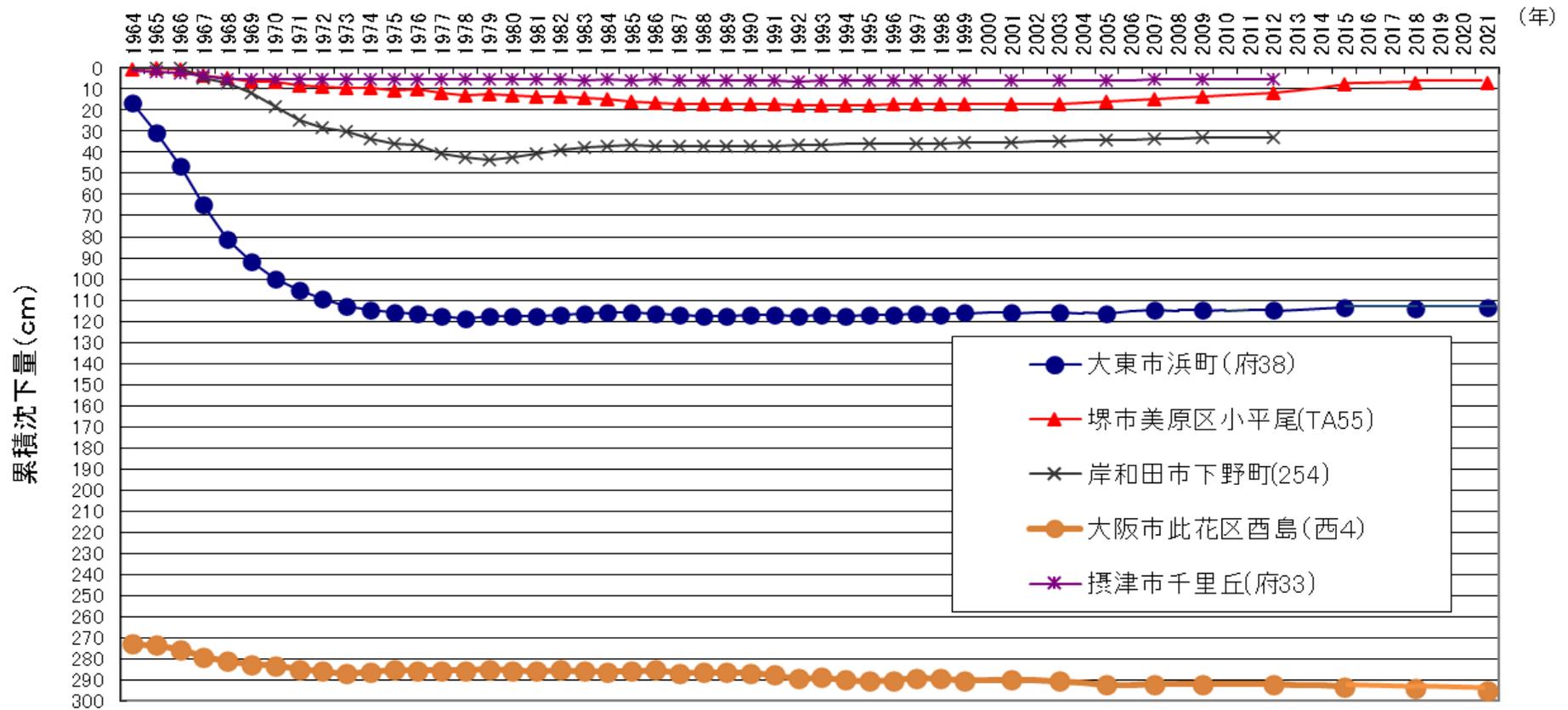
土壌汚染対策法に基づく要措置区域等 : 672件

[大阪市(363)、堺市(63)、岸和田市(3)、豊中市(35)、吹田市(38)、高槻市(28)、枚方市(24)、茨木市(15)、八尾市(9)、寝屋川市(1)、東大阪市(21)、貝塚市(1)、富田林市(4)、松原市(3)、池田市(5)、箕面市(1)、泉大津市(2)、和泉市(1)、河内長野市(1)、大東市(2)、柏原市(4)、高石市(14)、門真市(6)、藤井寺市(1)、泉南市(2)、交野市(2)、摂津市(5)、守口市(5)、羽曳野市(1)、四條畷市(1)、岬町(11)]

大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく要措置管理区域等 : 34件

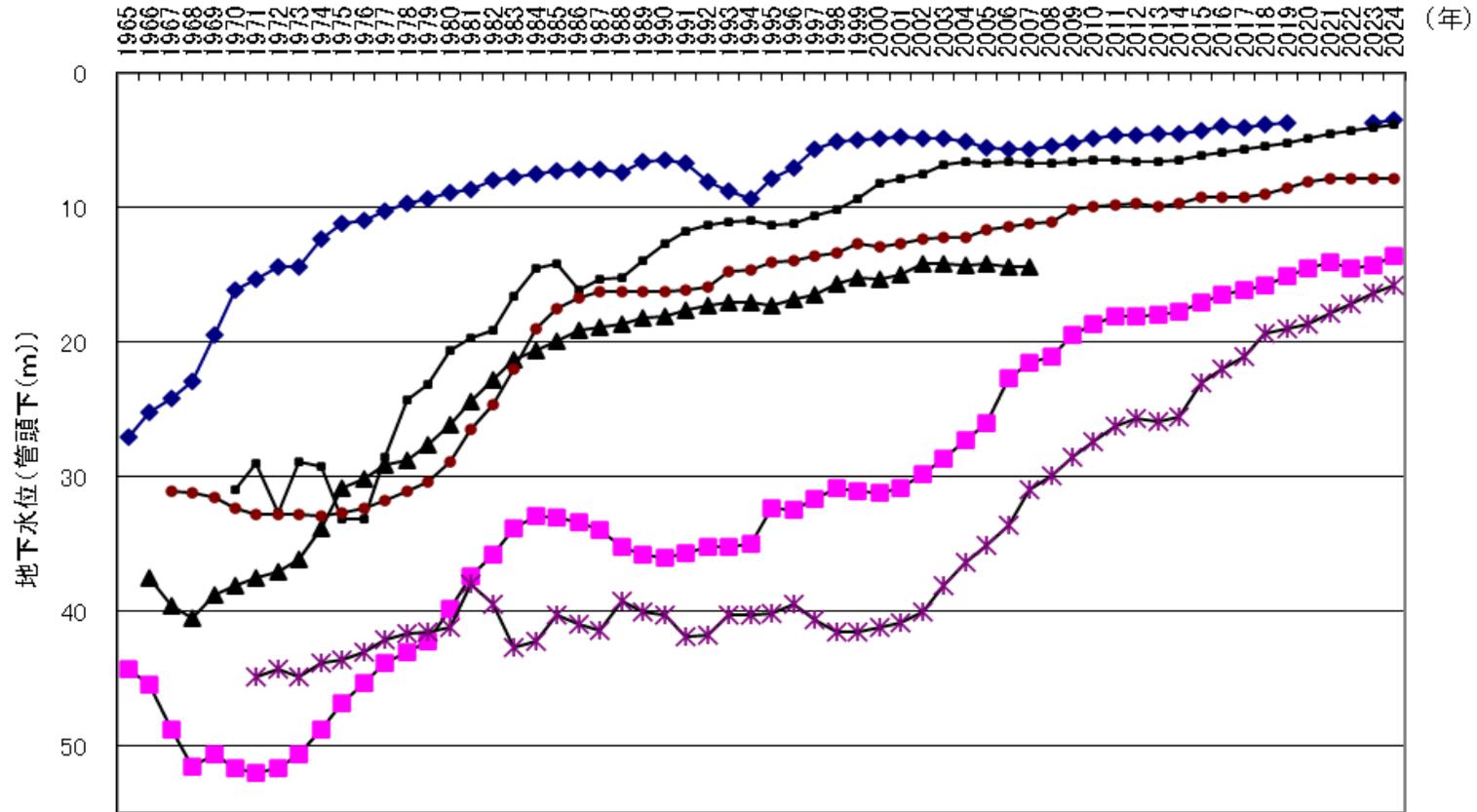
[大阪市(9)、堺市(14)、吹田市(1)、高槻市(1)、枚方市(1)、泉大津市(1)、松原市(2)、門真市(1)、大東市(1)、交野市(1)、摂津市(1)、守口市(1)]

8-1 地盤沈下の推移



注) 阪神地区地盤沈下調査広域水準測量(1999年から2009年までは隔年、2010年から2023年までは3か年毎に測量実施、2024年以降は測量休止)の一環として測量したもののうち、主な地点の地盤沈下の推移を示しています。

8-2 地下水位の推移



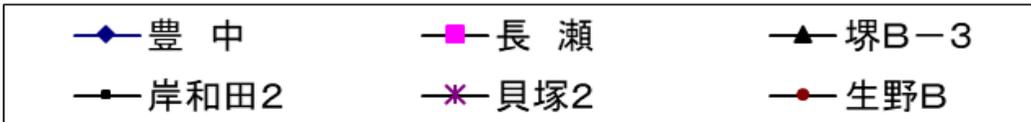
1965(S40)9 1971(S46)9 1977(S52)12

工水法
北摂地域指定

工水法
東大阪地域指定

府条例
東大阪地域指定

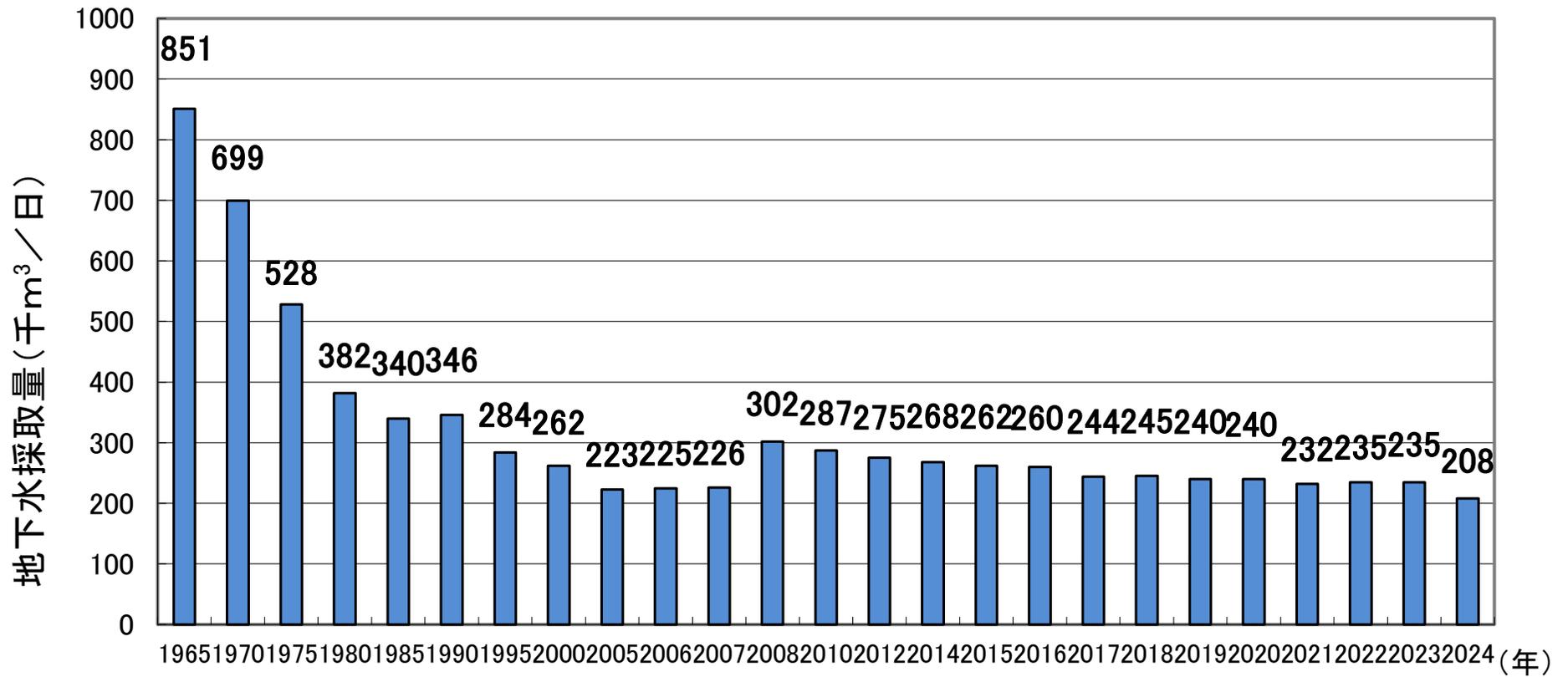
工水法
泉州地域指定



(注)

- 1 府内の地盤沈下観測所における観測結果。
- 2 グラフは各年の1月から12月までの平均値の推移を示しています。
- 3 年月は法令等の公布年月を示しています。
- 4 堺B-3観測所は、観測所の配置見直しにより、2008年度(平成20年度)より休止しています。
- 5 豊中観測所は、2020年度(令和2年度)から2022年度(令和4年度)まで休止、2023年度(令和5年度)より観測再開しています。

8-3 地下水採取量の推移



※採取量は条例改正に伴い、2008年(平成20年)から府内全域に対象を拡大し、把握しています。

8-4 工業用水法に基づく許可井戸（揚水設備）の状況

（単位：本）

区 分	2023年12月31日現在 井戸本数	2024年		2024年12月31日現在 井戸本数
		許可井戸	廃止井戸	
大 阪 市 域	0	0	0	0
北 摂 地 域	62	2	0	64
東 大 阪 地 域	18	0	0	18
泉 州 地 域	1	0	0	1
合 計	81	2	0	83

8-5 地盤沈下対策としての工業用水の給水状況

(令和6年度)

区 分	給水事業所 (工場)	年間給水量 (m ³)
北 大 阪 地 域	70	8,560,734
東 大 阪 地 域	98	4,428,636
泉 州 地 域	104	6,033,908
合 計	272	19,023,278

(参考) 大阪広域水道企業団工業用水道事業は、以下のとおり、産業基盤整備及び地盤沈下対策事業を行っている。

・産業基盤整備事業

1次工業用水道事業 (堺臨海造成地、堺市、東大阪市、門真市の各一部：昭和34年度～昭和37年度)

2次工業用水道事業 (堺泉北臨海造成地：昭和36年度～昭和45年度)

東・南部工業用水道継続事業 (泉佐野市、田尻町、泉南市の各一部：昭和62年度～平成6年度)

・地盤沈下対策事業

3次工業用水道事業 (北摂地域：昭和38年度～昭和45年度)

4次工業用水道事業 (東大阪地域、堺市(一部)：昭和39年度～昭和45年度)

5次工業用水道事業 (泉州地域：昭和51年度～昭和54年度)

(※) 現在では上記の事業名称は使っておりません。

8-6 地下水質概況調査生活環境保全目標未達成地点

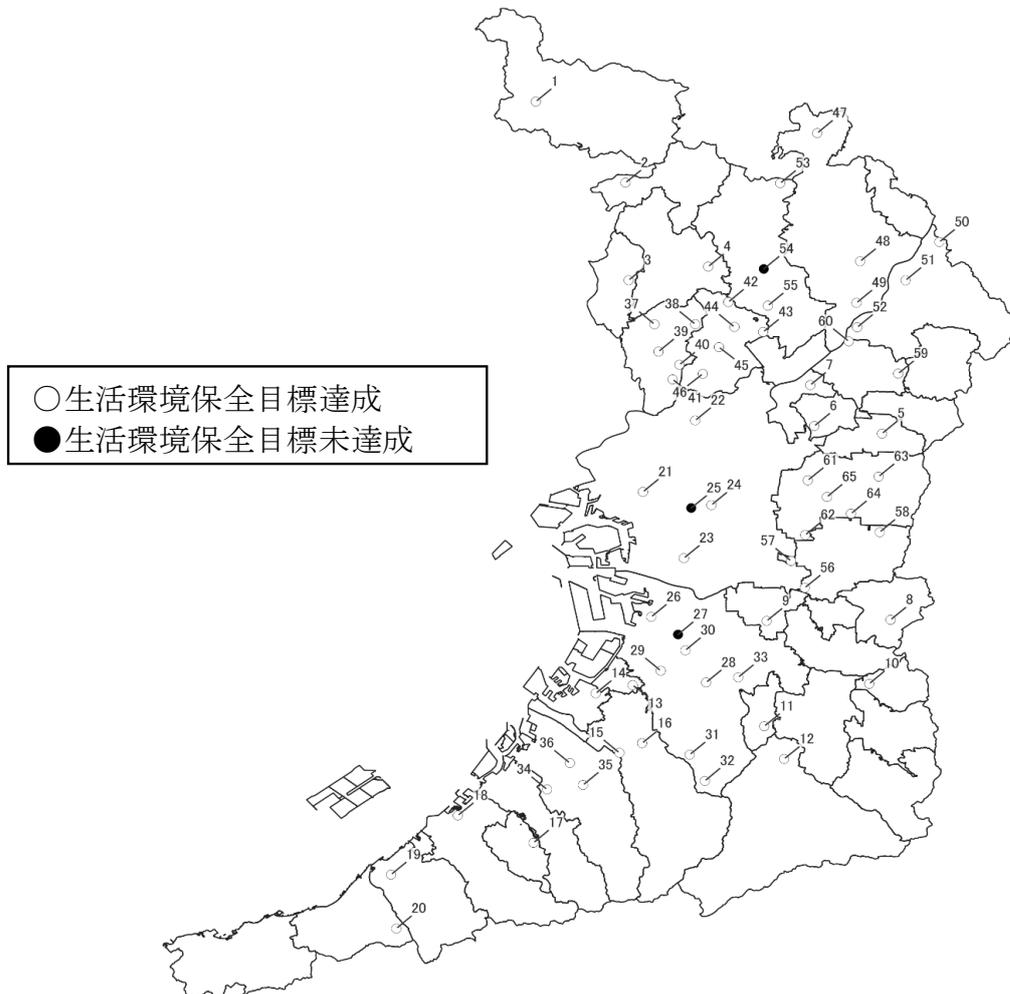
(2024年度)
(単位 : mg/L)

測定地点		未達成項目	検出濃度	生活環境保全目標
地点番号	所在地			
25	大阪市浪速区敷津西	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	13	10
27	堺市堺区百舌鳥夕雲町	トリクロロエチレン	0.016	0.01
54	茨木市彩都あさぎ	砒素	0.02	0.01

(注) 地点番号は測定計画に定めた番号を表します。

8-7 地下水質概況調査測定地点図

(2024年度)



「国土数値情報（行政区域データ）」（国土交通省）
(https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v3_0.html) を
加工して作成

8-8 2024年度地下水質汚染井戸周辺地区調査結果

番号	地区名 (汚染井戸の所在地)	汚染井戸の概要			汚染井戸周辺地区調査結果				
		調査年度 調査の種別	項目	検出濃度 (mg/L)	調査井戸数	環境基準値 超過井戸数	項目	最高濃度 (ng/L)	備考
1	大阪市 鶴見区 諸口	令和5年度 概況調査	CE	0.0026 *	1(0)	1(0)	ジクロロメタン 四塩化炭素 CE 1,2-ジクロロエタン 1,1-DCE 1,2-DCE 1,1,1-トリクロロエタン BMC TCE PCE 1,3-ジクロロプロペン ベンゼン	< 0.002 < 0.0002 0.0033 * < 0.0004 < 0.002 < 0.004 < 0.0005 < 0.0006 < 0.001 < 0.0005 < 0.0002 < 0.001	発端井戸のみ調査 継続監視へ移行
2	堺市 堺区 百舌鳥夕雲町	令和6年度 概況調査	TCE 1,2-DCE	0.016 * 0.005	3(0)	0(0)	TCE 1,1-DCE 1,2-DCE CE PCE	0.002 < 0.002 < 0.004 < 0.0002 < 0.0005	発端井戸にて 継続監視へ移行
3	豊中市 螢池西町	令和3年度 法に基づく調査	砒素	0.012 *	1(0)	0(0)	砒素	< 0.005	
4	豊中市 千成町	令和5年度 法に基づく調査	ジクロロメタン 鉛 砒素 ふっ素 ほう素	0.30 * 0.065 * 0.012 * 0.60~1.0 * 2.4 *	1(0)	0(0)	ジクロロメタン 鉛 砒素 ふっ素 ほう素	< 0.002 < 0.005 < 0.005 0.59 < 0.02	周辺地区調査井戸は、市 が継続監視
5	吹田市 千里丘上	令和6年度 概況調査	砒素	0.006	3(0)	0(0)	砒素	< 0.005	概況調査により監視 うち1井戸は茨木市域
6	吹田市 南吹田	令和2年度 自主的な調査	セレン	0.025 *	4(0)	0(0)	セレン	< 0.002	継続監視調査を終了
7	枚方市 市全域	令和6年度 自主的な調査	PFOS, PFOA※	65~290 (ng/L)	17(—)	—	PFOS, PFOA※	290 (ng/L)	市による汚染井戸周辺地 区全域調査
8	茨木市 永代町	令和5年度 自主的な調査	PFOS, PFOA※	92 (ng/L)	4(0)	—	PFOS, PFOA※	63 (ng/L)	
9	茨木市 銭原	令和6年度 自主的な調査	砒素	0.007	4(3)	0(0)	砒素	< 0.005	
10	守口市 松町	令和6年度 自主的な調査	NO3-, NO2-	10.4	4(0)	0(0)	NO3-, NO2-	< 0.08	概況調査により監視
11	柏原市 太平寺	令和6年度 法に基づく調査	NO3-, NO2-	11 *	3(0)	0(0)	NO3-, NO2-	2.93	継続監視
12	交野市 星田	令和6年度 自主的な調査	砒素	0.013 *	3(1)	0(0)	砒素	< 0.001	継続監視
13	交野市 藤が尾	令和6年度 自主的な調査	PFOS, PFOA※	170 (ng/L)	15(6)	—	PFOS, PFOA※	250 (ng/L)	
14	熊取町 大久保東	令和6年度 自主的な調査	PFOS, PFOA※	667 (ng/L)	21(1)	—	PFOS, PFOA※	73,000 (ng/L)	

注)

1 汚染井戸：汚染井戸周辺地区調査の契機となった調査が行われた井戸

2 調査の種別について

自主的な調査：事業者等による自主的な地下水調査

概況調査：水質測定計画に基づく概況調査

法に基づく調査：土壌汚染対策法・水道法等に基づく調査

3 「*」は、環境基準値を超過していることを表しています。

4 「<」は、環境基準又は水道水質基準に定められている測定方法で測定した結果、定量が可能な最小濃度（定量下限値）を下回っていることを表しています。

5 ()内は、飲用井戸数（内数）を表しています。

6 項目欄の略称は、以下の項目を表しています。

CE：クロロエチレン TCE：トリクロロエチレン PCE：テトラクロロエチレン BMC：1,1,2-トリクロロエタン

1,2-ジクロロエチレン 1,1-DCE：1,1-ジクロロエチレン NO3-, NO2-：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

PFOS, PFOA：ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタン酸

※要監視項目であるため水質測定計画における地下水の測定対象項目ではないが、「PFOS及びPFOAに関する手引き（環境省及び厚生労働省）」に準じて周辺地区調査を実施したもの。

8-8 地下水質汚染井戸周辺地区調査実施地区図

(2024年度)



「国土数値情報（行政区域データ）」（国土交通省）
(https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v3_0.html) を加工して作成

8-9 地下水質継続監視調査測定地区図

(2024年度)



「国土数値情報（行政区域データ）」（国土交通省）
(https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v3_0.html) を加工して作成

8-10 土壤汚染対策法の施行状況

(2024年度末時点)

項目 \ 所管	大阪府	大阪市	堺市	岸和田市	豊中市	吹田市	高槻市	枚方市	茨木市	八尾市	寝屋川市	東大阪市	計
法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数	384	1011	92	35	70	338	60	76	260	60	35	91	2512
法第3条第1項に基づく土壤汚染状況調査の結果報告件数	75	307	34	9	14	27	18	19	20	27	21	42	613
法第3条第1項のただし書に基づき確認を行った件数	337	700	97	38	61	282	50	73	260	46	25	60	2029
法第3条第7項に基づく土地の形質の変更届出件数	43	4	25	0	4	14	3	16	8	0	6	1	124
法第3条第8項に基づく土壤汚染状況調査の結果報告件数	43	4	23	0	3	15	3	16	7	0	5	1	120
法第3条の調査結果により、要措置区域等に指定された件数	58	170	36	3	10	17	9	17	14	10	6	20	370
法第4条第1項に基づく土地の形質の変更届出件数	1498	1038	468	97	202	361	424	333	277	178	152	248	5276
法第4条第2項に基づく調査結果報告件数	68	85	37	1	8	21	28	21	9	3	15	16	312
法第4条第3項に基づき調査命令を発出した件数	22	24	8	1	5	9	19	22	4	1	1	3	119
法第4条の調査結果により、要措置区域等に指定された件数	37	86	27	1	9	19	26	21	8	2	2	14	252
法第5条第1項に基づき調査命令を発出した件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第14条第1項に基づく区域指定申請の結果、要措置区域等に指定された件数	74	316	59	0	34	18	24	33	10	6	0	9	583

注) 所管が大阪府となっている欄は、土壤汚染対策法政令市 11市（大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、東大阪市）を除く市町村（大阪版地方分権推進制度により知事の権限が移譲された市町村を含む）における件数を表しています。

8-11 大阪府生活環境の保全等に関する条例（土壌汚染対策）の施行状況

（2024年度末時点）

項目	所管												
	大阪府	大阪市	堺市	岸和田市	豊中市	吹田市	高槻市	枚方市	茨木市	八尾市	寝屋川市	東大阪市	計
条例第81条の4に規定する有害物質使用届出施設等の使用が廃止された件数	75	18	29	5	2	7	13	7	4	6	6	4	176
条例第81条の4、5及び6に規定する土地の利用履歴等調査結果報告書受理件数	2,023	1,507	641	134	290	440	499	451	340	219	221	308	7,073
条例第81条の4、5及び6に基づく土壌汚染状況調査の結果報告件数	105	95	36	7	10	26	33	26	11	17	21	22	409
上記調査の結果、基準超過し要措置管理区域等に指定された件数	17	12	16	0	0	5	4	2	0	1	2	1	60
条例第81条の4及び6のただし書に基づき確認を行った件数	67	26	33	3	2	3	22	12	3	3	4	3	181
条例第81条の21の4の3に基づく区域指定申請により、要措置管理区域等に指定された件数	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	3

注) 所管が大阪府となっている欄は、土壌汚染対策法政令市11市（大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、東大阪市）を除く市町村

（大阪版地方分権推進制度により知事の権限が移譲された市町村を含む）における件数を表しています。